

埼玉県

浄化槽の架空“保守点検”で改善命令

不審抱いた管理者が監視カメラ設置

埼玉県は11月6日、浄化槽の保守点検を実施したように装い記録票のみ作成していたとして、深谷市の浄化槽保守点検業者「(有) 藤沢環境保全」および同社浄化槽管理士1名に対し、浄化槽法第12条第2項(保守点検又は清掃についての改善命令等)に基づく改善命令を行ったと公表した。

浄化槽の法定検査(11条)で同一の指摘事項を2年連続で受けた浄化槽管理者が、保守点検作業に不審を抱き、監視カメラを設置したことにより発覚した。県は同事案を受け、県内の全保守点検業者に通知を発出、「浄化槽法に基づく保守点検の技術上の基準に従って保守点検を実施する」よう求

めた。

一方、通知を受けた一部の保守点検業者からは自社に対する処分かと問い合わせも来ているとのことで、県水環境課は「違反した場合は浄化槽法の許可だけでなく、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業など、廃棄物処理法の許可も取り消しとなる可能性がある。全国的に見ても処分例は少ないと思うが厳格に対処する。信頼の失墜など改善命令による事業への影響は大きい。社員1人の違反であっても会社として責任を取らせる」と厳しくコメントした。